

令和4年度人事行政の運営等の状況について

埼玉西部消防組合

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1) 職員採用者数	
(2) 職員数	
(3) 年齢別職員構成の状況	
(4) 職員の退職状況	
(5) 再任用の状況	
2 職員の人事評価の状況	2
3 職員の給与の状況	2
(1) 令和4年度人件費の状況	
(2) 令和4年度職員の給与費の状況	
(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況	
(4) 職員の初任給の状況	
(5) 級別職員数の状況	
(6) 職員の手当の状況	
(7) 退職手当の状況	
(8) 特別職の報酬の状況	
4 職員の勤務時間その他の勤務条件	4
(1) 勤務時間の概要	
(2) 時間外勤務の状況	
(3) 休暇制度の概要・種類	
(4) 年次有給休暇の取得状況	
(5) 育児休業等の取得状況	
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	6
(1) 分限処分の状況	
(2) 懲戒処分の状況	
6 職員のサービスの状況	6
(1) 職員の守るべき義務の概要	
(2) 職務専念義務免除の概要	
7 職員の退職管理の状況	6
8 職員の研修の状況	7
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	7
(1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況	
(2) 公務災害、通勤災害の発生状況	
10 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の状況	7
(1) 勤務条件に関する措置要求の状況	
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用者数(令和5年4月1日付け採用)

職種	人数
消防吏員	36人

(2) 職員数(令和5年4月1日現在)

区分	職員数		
	令和4年度	令和5年度	増減数
消防職員	871人	876人	5人増
うち女性職員	45人	43人	2人減

(3) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)

年齢	職員数
20歳未満	19人
20歳から29歳	216人
30歳から39歳	199人
40歳から49歳	206人
50歳から59歳	219人
60歳以上	17人
合計	876人

(4) 職員の退職状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

退職区分 職種区分	定年退職	普通退職	勸奨退職	死亡退職	合計
消防吏員	26人	10人	1人	2人	39人

(5) 再任用の状況

再任用制度は、定年退職者の豊富な知識、経験を活用するとともに、年金の完全支給開始年齢が段階的に65歳までに引き上げられることに伴い、定年退職後の生活を雇用と年金の接続により支えることを目的とした制度で、働く意欲と能力のある職員に雇用の機会を提供します。

職種	採用者数 (令和5年4月1日)	任期更新 (令和5年4月1日)	任期満了 (令和5年3月31日)	途中退職 (令和4年度)
消防吏員	9人	8人	1人	0人
事務吏員	—	—	—	0人

2 職員の人事評価の状況

全職員を対象に、毎年10月と3月に人事評価を行い、勤勉手当や昇任等の人事異動に活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 令和4年度人件費の状況(決算)

管内住民基本台帳人口(令和5年4月1日現在)	772,379人
歳出額(A)	9,954,147千円
実質収支	178,891千円
人件費(B)	7,508,894千円
人件費率(B÷A)	75.4%

※ 人件費には、特別職(管理者、副管理者、議員)報酬、再任用短時間勤務職員給与、会計年度任用職員賃金及び共済組合負担金等を含みます。

(2) 令和4年度職員の給与費の状況(令和4年度決算)

職員数(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	1人当たり給与費(B÷A)
862人	3,269,723 千円	1,102,681 千円	1,387,585 千円	5,759,989 千円	6,682 千円

※ 再任用短時間勤務職員及び派遣職員(派遣先から給与が支給されている職員)を除きます。

※ 職員手当には児童手当及び退職手当を含みません。

※ 期末・勤勉手当とは、民間企業における賞与に相当するものです。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
39.8歳	313,700円	412,155円

※ 再任用短時間勤務職員を除きます。

※ 給料とは、基本給のことです。

※ 給与とは、給料と手当(ここでは期末・勤勉手当及び退職手当を含みません。)を合わせたものです。

(4) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	198,500円	185,200円	169,800円
2年後の給料	210,800円	196,900円	182,800円

(5) 級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準職務内容	階級	職員数	構成比	平均給料月額
1級	主事補	消防士	115人	13.1%	190,700円
2級	主事	消防副士長	127人	14.5%	227,300円
3級	主任	消防士長	211人	24.1%	283,900円
4級	主査、主任	消防司令補 消防士長	84人	9.6%	344,700円
5級	上席の主査	消防司令補	168人	19.2%	377,300円
6級	副主幹	消防司令	108人	12.3%	401,800円
7級	課長、室長、主幹	消防司令長	50人	5.7%	431,800円
8級	次長、署長、参事	消防監	9人	1.0%	460,900円
9級	局長、部長	消防司監 消防正監	4人	0.5%	500,500円

(6) 職員の手当の状況(令和4年度)

区分	内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給額 (令和4年度決算)
期末手当 勤勉手当	令和4年度支給割合 期末手当:2.4月分 勤勉手当:2.0月分	1,387,584 千円	1,612 千円
地域手当	給料、扶養手当及び管理職手当の総額の7.5%	262,183 千円	304 千円
特殊勤務手当	出勤手当:1回250円(活動あり:1回500円) 救急救命処置手当:1回500円 防疫等作業手当:1日500円 ※ 新型コロナウイルス感染症に係る特例 1日1,000円(長時間従事:1,500円)	70,291 千円	104 千円
時間外勤務手当	勤務日:時間単価×1.25 週休日:時間単価×1.35 など	195,977 千円	327 千円
休日勤務手当	時間単価×1.35	175,787 千円	448 千円
夜間勤務手当	22時～翌朝5時に正規の勤務時間が割り 振られた職員に支給。時間単価×0.25	60,189 千円	98 千円
扶養手当	7級以下職員 配偶者:6,500円、父母等:6,500円 8級職員 配偶者:3,500円、父母等:3,500円 9級職員 支給なし 共通支給 子:10,000円 ※満16～22歳年度末までの子は5,000円加算	134,627 千円	259 千円
住居手当	借家・借間:家賃に応じた額(最高28,000円)	52,144 千円	328 千円
通勤手当	公共交通機関利用者:運賃相当額 交通用具(自動車等)利用者:通勤距離に 応じた定額 ※2キロメートル未満支給なし	60,045 千円	75 千円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給	91,434 千円	548 千円
管理職員特別勤 務手当	管理職員が緊急の必要等により休日等に 勤務した場合に支給 職務の級により6,000～12,000円	0千円	0千円

※ 再任用短時間勤務職員を除きます。

(7) 退職手当の状況(令和5年4月1日現在)

区分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月
1人当たり 平均支給額		22,336 千円

※ 埼玉西部消防組合は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づくものです。

※ 1人当たり平均支給額は、前年度に定年又は勧奨退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(8) 特別職の報酬の状況(令和5年4月1日現在)

区分	報酬 (年額)	期末手当、退職手当
管理者	120,000円	支給なし
副管理者	60,000円	
議長	85,000円	
副議長	80,000円	
議員	75,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件

職員の勤務時間や休暇などは、埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成25年条例第19号)及び埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成25年規則第15号)で定められています。

(1) 勤務時間の概要

勤務の区分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで 7時間45分(休憩時間を除く。)	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで 15時間30分(休憩時間、仮眠時間を除く。) (3週間を平均し1週38時間45分勤務)
休憩時間	正午から午後1時まで	正午から午後1時まで 午後6時から午後7時まで 上記のほか、午後10時から翌午前6時30分 までに仮眠時間6時間30分が割り振られて います。
週休日	日曜日及び土曜日	毎3週間を通じて6日

(2) 時間外勤務の状況

令和4年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は6.5時間でした。

時間外勤務時間数(単位:時間)	
4月	6,149
5月	6,535
6月	5,494
7月	6,475
8月	5,486
9月	5,019
10月	5,184
11月	5,156
12月	6,700
1月	6,783
2月	4,738
3月	5,571
合計	69,290

※ 時間外及び休日勤務手当の支給対象者に係る集計です。

※ 週休日の振替に伴う勤務の時間数は含みません。

(3) 休暇制度の概要・種類

年次有給休暇	1年度につき20日付与され、残日数は20日を限度として翌年度に繰り越しされます。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における有給の休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、忌引など特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に付与される有給の休暇です。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

(4) 年次有給休暇の取得状況(1人当たり平均取得日数)

令和3年度	令和4年度
15.1日	12.6日

(5) 育児休業等の取得状況

育児休業は、地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、養育する子が3歳に達するまでの間、休業できる制度で、育児休業中の給与は無給となります。また、部分休業は、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日につき2時間以内で休業することができる制度で、部分休業中の給与は減額されます。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1人	0人
女性職員	1人	4人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

処分理由	処分の種類			合計
	免職	休職	降任	
勤務実績が良くない場合	—	—	—	0人
心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	—	—	—	0人
職務に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	0人
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	—	3人	—	3人
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	0人
合計	0人	3人	0人	3人

※ 分限処分は、勤務実績が良くない場合や、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的としてその職員の意に反して行われる処分のことです。

(2) 懲戒処分の状況

処分理由	処分の種類				合計
	免職	停職	減給	戒告	
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	—	—	1人	—	1人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0人
合計	0人	0人	1人	0人	1人

※ 懲戒処分は、命令・条例違反や職務上の義務違反、職務怠慢、その他全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、任命権者が科す制裁のことです。

6 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の概要

職務専念義務免除については、法律又は条例により免除の対象となる事由が定められており、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合等に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

7 職員の退職管理の状況

退職管理とは、地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号、埼玉西部消防組合職員の退職管理に関する規則に基づき、組合を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、在職時の職務に関して影響力を行使することを規制し、公務の公正な執行を確保することです。退職管理の実施に伴い、退職後2年以内に営利企業等に再就職した職員は、その再就職先について届け出ることとしています。

	組合に再就職した者			組合以外に再就職		再就職しない	不明	合計
	再任用職員	臨時的任用職員	その他	非営利法人	営利法人			
定年退職	9人	0人	0人	9人	3人	3人	2人	26人
勸奨退職	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人
普通退職	0人	0人	0人	1人	3人	3人	3人	10人
合計	9人	0人	0人	10人	7人	6人	5人	37人

8 職員の研修の状況

名称	概要	修了者数
教育機関研修	消防に関する高度な知識及び技術を総合的、専門的に習得させるため職員を教育機関へ派遣して行う研修です。	97人
階層別研修	新規採用職員や昇任者などを対象にした各階層別に必要な知識及び技術を身に付けるための研修です。	68人
資格取得研修	消防業務に必要な資格を取得するため職員を派遣して行う研修です。	35人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

	令和3年度	令和4年度
共済組合負担金	1,141,574千円	1,153,804千円
福利厚生会	4,355千円	4,355千円
合計	1,145,929千円	1,158,159千円

(2) 公務災害、通勤災害の発生状況

	令和3年度	令和4年度
公務災害	0件	3件
通勤災害	1件	1件
合計	1件	4件

※ 各項目の件数は、公表時点で認定されているもののうち、発生年度の状況を示しています。

10 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

- (1) 勤務条件に関する措置要求の状況
令和4年度における措置要求はありませんでした。
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況
令和4年度における審査請求はありませんでした。